

令和8年3月度端末機器等の賃貸借に関する質問回答

項番	質問項目				質問事項	質問回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
1	別紙 端末機器等仕様書	4頁		(9) 契約終了後の機器のデータ消去について ～なお庁舎内でClearレベルの消去※を行った上、庁外で上記の物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を契約終了から2週間以内に提出する方法も可とする。	「契約終了から2週間以内に提出」と記載がございますが、お客さまからの返却台数に不足があった場合等の要因で作業が遅れた場合は提出期限の調整は可能でしょうか？	期間については本市と事前協議の上、決定することとします。
2	令和8年3月度端末機器等の賃貸借 端末機器等仕様書	22/54頁	2.-(1)	2. 事業の実施 (1) 端末機器の調達 調達する端末機器は、展開作業に遅延がないように物品の納品を完了すること。また、納品完了時に納品完了報告を実施すること。	端末機器等は決められた作業場所へ一括納品することは可能でしょうか。	作業場所へ一括搬入いただくことは可能です。なお、納品は各設置場所へお願いします。
3	令和8年3月度端末機器等の賃貸借 端末機器等仕様書 別紙2 端末機器等明細書	27/54頁		2. 事業の実施 (7) トナー及びドラムの発注・納入について 発注については、DX推進課から電話等により随時行うものとする。納入は、受注後5営業日以内 に行うことを原則とする。なお、納入に係る作業はすべて受注者が行うこと。納入物品の全部または一部に瑕疵がある場合は、受注者の負担と責任において、速やかに物品の無償交換をし、また以後、改善すること。また、発注するトナーおよびドラムの種類については、DX推進課と協議をし、納入すること。	(様式第5号) 適合規格表に記載のトナー及びドラムの上限本数発注は、賃貸借契約時に見込んでいるものでしょうか。その場合、契約期間の上限本数を一括して確保しても問題ないでしょうか。	問題ありません。なお、賃貸借期間中における劣化等により交換する分は落札事業者にて負担をお願いします。
4	別紙1 端末機器等仕様書	1/5	2.(2)(ウ)	入替対象端末に基幹システムがインストールされている場合は、基幹システムの各ベンダーが端末設置前にインストール作業を行うため、各ベンダーと調整し設定期間を設けること。	『入替対象端末に基幹システムがインストールされている場合は、基幹システムの各ベンダーが端末設置前にインストール作業を行うため、各ベンダーと調整し設定期間を設けること。』とございますが、こちらの設定期間は展開作業前に完了頂ける想定でしょうか。展開期間と設定期間が被る可能もございましてでしょうか。	展開作業前に完了する想定です。
5	別紙1 端末機器等仕様書	1/5	2.(2)(ウ)	対象となる端末台数は約60台程度を想定している。	『対象となる端末台数は約60台程度を想定している。』とございますが1台あたり最長設定にかかる時間の方はどのくらいの時間を想定されてますでしょうか。	システムによって異なりますが、例年、長ければ1日要することもございます。
6	別紙1 端末機器等仕様書	3/5	2.(4)(イ)	プリンタサーバ経由で印刷を行うプリンタについてはプリンタサーバにドライバをインストールし、テストを実施すること。	『プリンタサーバ経由で印刷を行うプリンタについてはプリンタサーバにドライバをインストールし、テストを実施すること。』とございますが、プリンタサーバにて本調達及び既設端末へ本調達分の各プリンタの設定反映作業も含まれておりますでしょうか。こちらはLGWAN系も同様の手順が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	別紙1 端末機器等仕様書	3/5	2.(4)(キ)	本市業務の都合により業務時間中に設置作業が行えない場合は、本市担当者との協議のうえ、業務時間外の作業とすること。	『本市業務の都合により業務時間中に設置作業が行えない場合は、本市担当者と協議のうえ、業務時間外の作業とすること。』とございますが、現時点で業務時間外を予定されている所属様はおおよそ何所属様ございましてでしょうか。	各課の繁忙期によって設置時間が異なるため、現段階では不明です。
8	別紙1 端末機器等仕様書	3/5	2.(5)(ウ)	不要となる周辺機器(マウス、モニター、アダプタ、LANケーブル、HUB、OAタップ、モールド等)の処分を行うこと。	①対象の機器の所有者は貴市ということでよろしいですか。 ②(処分対象物件がお客様の所有物の前提で)「不要となる周辺機器(中略)の処分を行うこと。」と記載されていますが、対象物件を引き上げる際に受注者に所有権が移転し、受注者の責任で適切に処理するという解釈でよろしいですか。 ③処分作業は、本件にかかる落札業者が指定する構築業者の実施でもよろしいですか。 ④不要となる周辺機器の詳細(品名・型番と数量、モニターについては大きさも)をご教示下さい。	①②③については、お見込みのとおりです。 ④については、端末入替の作業によって生じるものであり、現段階では詳細の把握はできません。
9	別紙2 端末機器等明細書	1/2		ノート型パーソナルコンピュータ Windows11 292台 高性能パーソナルコンピュータ Windows11 2台	インターフェイス各種について、外付けアダプタでの対応は可能でしょうか。	可能です。
10	別紙2 端末機器等明細書	1/2		ノート型パーソナルコンピュータ Windows11 292台 高性能パーソナルコンピュータ Windows11 2台	キーボードについて、テンキーは不要との認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

11	別紙2 端末機器等明細書	1/2		ノート型パーソナルコンピュータ Windows11 292台 高性能パーソナルコンピュータ Windows11 2台	賃貸物件をMDM(Mobile Device Managementの略称であり、パソコンやタブレットなどの情報端末を管理するシステム)の管理対象とする場合、賃貸物件の返還に際し、貴市の責任とご負担により事前に当該賃貸物件をMDMの管理対象外としていただくものという認識でよろしいですか。	本入札においてはMDMの管理対象はありません。
12	別紙3 共同調達一覧				11月5日に実施される入札の際に記載する入札金額には、別紙3共同調達一覧に記載された機器にかかる賃貸借料は含まないということよろしいですか。	お見込みのとおりです。
13	別添 賃貸借契約書 (案)		第23条	この契約が終了した場合は、受注者は速やかに機器を引き取らなければならない。	端末機器等仕様書 4/5頁 2.(8)契約終了後の周辺機器の取扱いについては、「本契約終了後の周辺機器(マウス、マウスパッド、ICカードリーダー等)については、無償譲渡とすること。」のご指定ですので、この内容に応じた契約書の修正への協議に応じていただけるということよろしいですか。	お見込みのとおりです。
14	別添 賃貸借契約書 (案)		第26条	受注者は、本契約の終了に伴い機器を速やかに引き取ることとする。	端末機器等仕様書 4/5頁 2.(8)契約終了後の周辺機器の取扱いについては、「本契約終了後の周辺機器(マウス、マウスパッド、ICカードリーダー等)については、無償譲渡とすること。」のご指定ですので、この内容に応じた契約書の修正への協議に応じていただけるということよろしいですか。	お見込みのとおりです。
15	別添 賃貸借契約書 (案)	別紙Ⅲ 保守仕様書	2.(2)(ロ)	モノクロレーザープリンタについては、本件にてリサイクルトナーおよびドラムを導入する場合は、それらを使用する場合も保守作業を行うこと。	リサイクルトナー及びびドラムを使用する場合も保守対象とございますが、本体が他年度調達したものと同機種だった場合、リサイクルトナー及びびドラムを流用される可能性ございますでしょうか。また、流用される場合、他年度で調達された際の故障に関してはどのような対応となりますでしょうか。	同機種の場合はリサイクルトナー及びびドラムを流用する可能性があります。また、他年度に調達したものを使用した場合も保守対応をお願いします。